

新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金利子補給補助金交付要綱
(キャッシュバック方式)

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金利子補給金(以下「補給金」という。)を交付することについて、栃木県補助金等交付規則(昭和33年栃木県規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補給金の交付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金(以下「当該制度融資」という。)を受けたもののうち、以下のいずれかの要件を満たす事業者とする。

- 一 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第5項第4号又は同条第6項のいずれかに基づく認定を受けた者に対する当該制度融資の貸付
- 二 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者に該当する個人事業主に対する当該制度融資の貸付
- 三 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、第二号以外の者で、当該制度融資の申し込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者に対する当該制度融資の貸付

(交付対象経費)

第3条 補給金の額は、当該制度融資に係る毎年2月1日から翌年1月末日までの間に支払った約定利子の全額とする。

2 受給資格者が期限の利益を喪失した場合は、その日までの約定利子に限り、交付対象経費とする。

(補給期間)

第4条 補給金を交付する期間は、補助対象者が融資を受ける日から起算して3年間とする。

(金融機関への委任)

第5条 補給金の交付を受けようとする受給資格者(以下「申請者」という。)は、当該制度融資を受けた金融機関に、補給金の交付の申請、請求及び受領に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

2 委任を受けた金融機関(以下「受任者」という。)は、申請者に補給金の交付の申請に必要な書類等の提出を求めることができる。

(交付の申請)

第6条 受任者は、補給金の金額と申出書等の内容を確認し、第3条による補給金の金額を

とりまとめて、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に以下の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 受取利子証明（明細）書

二 委任状及び振替承諾書（様式第2号）

三 法第2条第5項第4号、第5号又は同条第6項のいずれかに基づく市町村の認定書の写し

四 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 前項における提出期限は、2月1日から同年8月末日までに発生する利子（以下「上半期分」という。）については9月20日、9月1日から翌年1月末日までに発生する利子（以下「下半期分」という。）については2月20日とする。

3 2回目以降の交付申請においては、第1項の第二号、第三号の書類を省略することができる。

4 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

（交付決定の通知）

第7条 知事は、前条に基づく交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査し、補給金を交付すべきものと認めたときは交付決定通知書（様式第3号）及び補助金交付決定額一覧表により、受任者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 受任者は、補給金の交付の請求をする場合は、交付請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、交付請求書の提出があった場合には、速やかに受任者に対して補給金を交付するものとする。

3 受任者は、前項の支払を受けた後、速やかに申請者の指定口座に対して補給金を振り替えるものとする。

（利子補給金の返還等）

第9条 知事は、受任者が次の各号にいずれかに該当したときは、補給金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 当該補給金を目的以外に使用したとき。

二 虚偽その他不正な手段により補給金の交付を受けたとき。

三 規則又はこの要綱に定める事項に違反したとき。

（書類の保存）

第10条 受任者は、本補助事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和2年5月1日)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。